

広島県告示第四百二十号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。  
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称	縦覧期間
尾道市因島洲江町一四八八一 角 好美 尾道市因島土生町一六七一一二 箱崎多美男 尾道市因島三庄町三七八四一八 石田 大作 尾道市因島椋浦町五三四 住田 貢	因島市	因島市漁業協同 組合	平成二四年 四月二三日 ～平成二四 年五月七日
			縦覧場所
			因島市漁業 協同組合
下		欄	